

議案第93号

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

川崎市スポーツセンター条例（昭和60年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設専用利用料

種 別				金 額				
				午 前	午後1	午後2	夜 間	全 日
				9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
入場料 を徴収 しない 場合	全 面 利 用	幸 高津 宮前 多摩 麻生	7,620円	9,070円	10,160円	11,610円	34,360円	
		幸						

大体育室	半面利用	高津 宮前 多摩 麻生	3,800円	4,530円	5,080円	5,800円	17,180円
	入場料を徴収する場合	幸 高津 宮前 多摩 麻生	22,860円	27,340円	30,610円	34,840円	103,330円
小体育室		幸 高津	4,230円	4,960円	5,560円	6,290円	18,870円
		宮前 麻生	3,020円	3,500円	3,990円	4,590円	13,670円
		多摩	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円
第1 武道室		高津 多摩 麻生	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円
第2 武道室		高津 多摩 麻生	1,080円	1,330円	1,570円	1,810円	5,320円

研修室	高津					
	多摩	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円
	麻生					
第1研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円
	宮前	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円
第2研修室	幸	960円	1,080円	1,210円	1,690円	4,590円
	宮前	1,930円	1,930円	2,050円	2,540円	7,620円
第3研修室	幸	1,330円	1,450円	1,690円	1,930円	5,920円
種 別		単 位				金 額
温水プール	多摩	1コース1回2時間まで				3,630円
アーチェリー練習場	多摩	1回2時間まで				1,080円
野球場	多摩	1回2時間まで				3,020円
テニスコート	多摩	1面1回1時間まで				900円
テニスコート照明施設	多摩	1面1回1時間まで				960円

別表の2設備専用利用料の表中「1,100円」を「1,210円」に、「1,650円」を「1,810円」に改める。

別表の3個人利用料の表を次のように改める。

3 個人利用料

種 別	金 額			
	午 前	午後1	午後2	夜 間

		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
大体育室 小体育室 第1 武道室 第2 武道室	6歳以上18歳未満の者 18歳以上の学生	120円	120円	120円	120円
	18歳以上の者（学生を除く。）	240円	240円	240円	240円
種 別		基本料金		超過料金	
トレーニング室	12歳以上18歳未満の者（小学生を除く。） 18歳以上の学生	1人1回3時間まで 120円		超過時間30分までごとに 20円	
	18歳以上の者（学生を除く。）	1人1回3時間まで 240円		超過時間30分までごとに 40円	
温水プール	3歳以上15歳未満の者 15歳以上の中学生	1人1回2時間まで 240円		超過時間30分までごとに 60円	
	15歳以上の者（中学生を除く。）	1人1回2時間まで 600円		超過時間30分までごとに 150円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

スポーツセンターの利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。